

新しい生活様式定着支援補助金取り扱い Q&A

番号	区分	質 問	回 答
1	利用	この補助金はどうすれば利用できますか。	この補助金は、新型コロナウイルス感染症の流行により、感染症予防対策として導入される「新しい生活様式」の定着のため、国・県・市などが定める「感染拡大防止ガイドライン」を参考にながら感染予防対策（間仕切り等の設置による飛沫感染対策や、非対面型事業へ事業転換・拡充など）に取り組んだ場合に、利用することができます。
2	利用	この補助金と、他の補助金との併用はできますか。	この補助金による取組と類似した取組内容により、佐野市から他の補助金の交付を受けている場合は、この補助金を利用できません。また、逆に、この補助金の交付を受けた場合も他の補助金を利用できません。（佐野市で実施している各支援メニューのうち、「制度融資」「借入金返済利子補助金」「事業継続支援金」以外のものが該当します。）
3	利用	この補助金と類似した取組内容を対象とした補助金（併用できない補助金）はどのような例がありますか。	例えば、この補助金で「感染予防対策」に取り組んだ場合は、「事業所等感染症予防対策補助金」及び「新業態開拓支援補助金」の補助対象対策と重複します。また、この補助金で「設備投資や販路拡大、業務効率化等」に取り組んだ場合は、「新業態開拓支援補助金」の補助対象対策と重複しますので、利用する補助金を選択する際には注意が必要です。
4	利用	この補助金と類似した取組内容を対象とした補助金（一部併用できる補助金）はどのような例がありますか。	医療機関や（児童・高齢者・介護）福祉施設等については、厚生労働省の事業において類似した取組内容でより有利な補助制度が創設されていますので、一般的な予防対策であれば、まずそちらの補助金をご活用いただくことをお勧めします。（対象となる取組内容は、厚生労働省のホームページ等でご確認ください。） 原則として国・県の補助金と類似した取組はこの補助金の対象外となりますが、例外として、国・県の補助対象となる取組のほかに、対象とならない対策も行っている場合は、この補助金を併用することもできます。

番号	区分	質 問	回 答
5	利用	この補助金と、各種の給付金との併用はできますか。	国の「持続化給付金」、県の「休業協力金」、市の「事業継続支援金」などの支給を受けた場合でも、この補助金を利用することができます。
6	利用	この補助金の交付を受けた後に、新たな対策を追加で行いましたが、この補助金を再度利用できますか。	補助金の利用は、1事業所につき1回限りとしています（複数回の利用はできません。）
7	利用	補助金の案内(6/16)以前に既に補助金の対象となる取組を実施済みであったが、この補助金を利用することはできますか。	補助金の対象となる対策を実施していればこの補助金の案内開始日(6/16)以前であっても、遡って補助金を利用することができます。
8	利用	開店予定の事業所で新たに対策を実施した場合もこの補助金を利用することができますか。	補助金の申請期限までに「新しい生活様式」に対応するための対策を実施し、佐野市内で事業を継続予定であれば、開店時期等を問わずこの補助金を利用することができます。
9	利用	緊急事態宣言後、しばらく営業をやめていたが、様子を見て再開するとともに予防対策を実施した。補助金を利用できますか。	緊急事態宣言後にしばらく休店し、営業をやめていた場合でも、新しい生活様式に対応した感染予防対策等を実施し、営業を再開していれば、この補助金は利用することができます。
10	利用	市税を滞納している。全額納めればこの支援金を利用できますか。	この補助金は、市税の完納が条件となっていますので、申請書の提出前に必ず納付状況を確認のうえ、納めていない税金があった場合は、納付完了後に申請をお願いします。
11	利用	売上減少により、市税の納税猶予を受けている。補助金を利用できますか。	令和元年度以前は完納済みで、令和2年度以降分について新型コロナウイルスの影響で市税の納税猶予を受けている場合は、補助金を利用することができます。
12	対象	どのような「事業者」が対象になりますか。	佐野市内に「対面による接客」を伴う事業所等を有する事業者（佐野市内で事業を営む個人、佐野市内に事業所を有する法人）で、佐野市内の事業所において「新しい生活様式」に対応した感染予防対策等の取組を行っている事業者が対象となります。

番号	区分	質 問	回 答
13	対象	どのような「事業所」が対象になりますか。	佐野市内にある不特定多数の市民等と接触する機会のある事業所で、国・県・市などが定める「感染拡大防止ガイドライン」を参考に、感染予防対策の実施や事業所等の改装、機械装置又は車両等の整備など、「新しい生活様式」に対応するための対策が行われている事業所が対象となります。
14	対象	「新しい生活様式」とはどのようなものですか。	この補助金における「新しい生活様式」は、政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において示された「人との接触を8割減らす10のポイント」や「新しい生活様式」の実践例などを参考に、新型コロナウイルスの感染防止のために、飛沫感染、接触感染、近距離での会話等を避けるために求められる対策を取り入れた生活様式のことを「新しい生活様式」として定義し、補助金の対象とします。
15	対象	一般的にどのような対策をすれば補助金の交付対象になりますか。	各業種共通の一般的取組例としては、次のようなものがありますが、業種ごとに異なりますので、詳細は各業種ごとにご確認ください。 ① 社会的距離の確保（客席や設備・機材等の配置変更、混雑緩和のための対策実施） ② 清掃・消毒（こまめな手洗い、接触機会の多い箇所や共用物への定期的な消毒の実施） ③ 接触感染・飛沫感染の防止（対面する場所への透明間仕切り等の設置、コイントレーでの現金受渡、自動精算機・キャッシュレス決済の導入、マスクやフェイスシールド等の着用） ④ 換気の徹底（換気設備の適切な運転・管理、入口や2方向以上の窓・ドア等の定期的開放） ⑤ その他（販売方法の変更、従業員の健康管理、インターネット等の活用）
16	対象	佐野市内在住の個人で事業所は市外にあります。補助金を利用できますか。	この補助金は、佐野市内で感染防止に配慮した事業継続を支援するという趣旨で制度設計されているため、補助金を利用できる事業者は、佐野市内に事業所を有していることが前提となります。事業所を市外にお持ちの場合は、残念ながらこの補助金を利用することはできません。

番号	区分	質 問	回 答
17	対象	(個人)市外に住んでいますが佐野市内で事業を営んでいます。補助金の交付を受けることができますか。	佐野市内に事業所をお持ちであれば補助金の対象事業所となります。ただし、申請の際に通常の添付書類のほか、市内に事業所を有することがわかる書類(例：確定申告書、事業所所在証明書、営業許可、店舗等の賃貸借契約書などの写し)の提出が必要となります。
18	対象	(法人)市外に本社はあるが佐野市内の店舗で事業を展開しています。補助金の交付を受けることができますか。	佐野市内に事業所があり、佐野市の税金(法人市民税、固定資産税等)が課税されていれば補助金の対象事業所となります。ただし、申請の際には通常の添付書類のほか、商業登記簿謄本等の写しの提出が必要となります。(店舗等の場合は営業許可等で代用可)
19	対象	いつまでに実施した対策が対象になりますか。(提出期限はありますか。)	令和3年12月までの間に実施した対策がこの補助金の対象となります。12月末を最終締切日として随時、申請書を提出することができます。佐野市内での新しい生活様式の早期定着を図るため、できるだけ早めに対策を実施していただくようお願いします。
20	対象	どのような業種が対象になりますか。	小売業や飲食業などをはじめ、主に「第3次産業」といわれている事業所が対象となります。ただし、例えば直売所等を設置して対面販売を行っているような事業所(工場等)であれば、第1次産業・第2次産業に属する事業所も対象となります。
21	対象	タクシー会社は補助金の対象になりますか。	不特定多数の乗客と接触機会のあるタクシーの車内において、例えば飛沫感染防止のために運転席と乗客席間に間仕切りを設置したり、料金支払いをキャッシュレス化するなどの必要な措置を実施することで、この補助金の対象となります。(バス会社なども同様)
22	対象	自動車の販売・修理店は補助金の対象になりますか。	特に対面での接客が必要となる場所への感染症の予防対策として、商談スペース(テーブル)へのアクリル板の設置や、客がドアやハンドルなどに触れた後の消毒の徹底などをはじめ、必要な措置を実施することで、この補助金の対象となります。(タイヤ店等も同様)

番号	区分	質 問	回 答
23	対象	時計・眼鏡店は補助金の対象になりますか。	試着後の拭浄のほか、特に検眼時や会計時における飛沫感染防止のために間仕切りを設置したりするなど、業種特有の必要措置を実施することで、この補助金の対象となります。
24	対象	生花店は補助金の対象になりますか。	一般的な対面販売による飛沫感染防止対策を実施することで、この補助金の対象となりますが、店舗販売だけでなく、ホームページ作成や花の販売サイトへの登録などの非対面販売への事業拡張に対する取組を行った場合でも、この補助金の対象となります。
25	対象	洋品店(洋服店)は補助金の対象になりますか。	試着への配慮のほか、アクリル板設置などの一般的な対面販売による飛沫感染防止対策を実施することで、この補助金の対象となりますが、キャッシュレス決済の導入などの非対面販売への事業拡張に対する取組を行った場合でも、この補助金の対象となります。(化粧品店・本屋など、全ての小売店が該当します。)
26	対象	飲食店は補助金の対象になりますか。	対象となります。調理場と客席(カウンター)間のビニールカーテン設置や、レジ周辺への飛沫感染防止対策の実施、客席やテーブル等の定期消毒や換気など、必要な対策の実施をお願いします。また、テイクアウト・デリバリーの開始や、自動精算機やキャッシュレス決済の導入など、新たに非対面型に対応する事業の拡充を図っても補助対象となります。
27	対象	テイクアウトやデリバリー専門店は補助金の対象になりますか。	カウンターやレジ等が設置されていて、店舗においても直接オーダーを受けたり、商品を手渡したりするなど、対面での接客機会のある事業所のみ、飛沫感染防止対策が徹底されていることを前提に、補助金の対象とします。また、飲食店同様に、キャッシュレス決済の導入、注文を受けるためのwebサイト作成など、非対面型ビジネスに対応するための新たな設備を導入しても、補助対象となります。

番号	区分	質 問	回 答
28	対象	金融機関や保険代理店、旅行代理店、不動産屋など、物品を扱っていない事業所も補助金の対象になりますか。	対面での接客を伴う事業所であれば、物品（商品）を扱わない事務所系の事業所であっても補助金の対象となります。特に、接客が想定されるカウンターや商談スペースにビニールカーテンなどを設置するほか、待合席の間隔確保など、飛沫感染を防止するために想定される必要な対策の実施をお願いします。
29	対象	ホテルや旅館などの宿泊サービスを行う事業所は補助金の対象になりますか。	ホテルや旅館などの宿泊サービスを提供する事業所も、この補助金の対象となります。特に、対面での接客が想定されるフロントやレストランなどを中心に飛沫感染防止対策を実施するほか、エレベーターや客室、廊下等の定期消毒や換気など、必要な対策の実施をお願いします。
30	対象	結婚式場や宴会場、葬儀場なども補助金の対象になりますか。	対象となります。対面での接客が想定されるフロント(受付)付近に No.27(ホテル・旅館)に準じた対策を実施するとともに、特に、来客同士の濃厚接触により飛沫感染が起りやすいロビー周辺やホール内における待合間隔や座席間隔の確保や、こまめな換気・消毒の実施など個別特有な対策の実施をお願いします。
31	対象	学習塾や書道教室など、生徒を対象に教育・学習支援を行なう事業所は補助金の対象になりますか。	学習塾や書道教室、教習所等の対人サービスを提供する事業所も、この補助金の対象となります。特に、対面で教授する場合に考えられるフェイスシールド着用やビニールカーテン設置などの飛沫感染防止対策のほか、机・椅子等の高頻度接触部位の定期消毒、座席間隔の確保など、必要な対策の実施をお願いします。
32	対象	ネイルサロンやエステ店、整骨院など来客と直接接触しながらサービスを行う事業者は補助金の対象になりますか。	エステ店などの施術サービスを行う事業所も、この補助金の対象となります。このような業態の事業所は、来客と直接接触するため、他の事業所に比べて飛沫感染、接触感染などのリスクが高いことから、感染防止対策の徹底が必要です。特に、カウンセリング時に飛沫感染防止パネルを使用したり、施術時に状況によりアクリル板やフェイスシールドを使用するなど、通常の感染予防対策に加え、個別特有の対策実施をお願いします。

番号	区分	質 問	回 答
33	対象	医療・福祉施設は補助金の対象になりますか。	類似した補助金の交付を受ける場合は、原則としてこの補助金の対象外となります。 No.4 で解説したとおり、厚生労働省の管轄事業において同種の実施内容でより有利な補助制度がありますので、まずはそちらの補助金をご活用いただくことをお勧めします。ただし、国・県補助金の補助対象以外の取組を行った場合は、この補助金の交付を受けることもできません。
34	対象	移動販売（道の駅などでの試食販売・イベント会場などでの車両販売など）を行っている事業者は、補助金の対象になりますか。	この補助金は、事業所(店舗等)での対面接客を原則としていますが、例外として、対面接客により移動販売を行っている事業者も、小売店や飲食店とみなし、補助金の対象とします。ただし、対面での飛沫感染を防止するためにアクリル板等を設置するなど、店舗を持つ事業所と同様の対策の徹底を前提とします。
35	対象	相談業務（結婚相談・税務相談・法律相談など）を行っている個人事業者は、補助金の対象になりますか。	個人事業主であっても、対面で相談を行えるような事務所を有していれば、補助金の対象となります。ただし、例外として、移動販売と同様に、会場借用による対面接客での移動相談業務を行っている事業者も補助金の対象とします。いずれの場合も、対面での飛沫感染を防止するためにアクリル板等を設置するなど、事務所を有する事業所と同様の対策の徹底を前提とします。
36	対象	お客様からの連絡を受けて器械等の納品(配達)や修理を行っている事業者は、この補助金の対象になりますか。	配達だけでは対面接客に該当しないため、この補助金の対象となりません。ただし、事務所や自宅の一部に商談スペース(応接セット)等があり、来客に対応するための飛沫感染防止対策を行っていれば、補助金の対象とします。また、パソコン導入による受注の電子化やキャッシュレス化を図っても対象となります。
37	対象	自動販売機等の設置を行っている事業者は、この補助金の対象になりますか。	自動販売機はもともと無人・非対面での販売形式のため、対面接客での飛沫感染防止対策の必要がないことから、補助金の対象事業者となりません。(対象となるのは、飲食店等が飛沫感染防止のために店舗内に食券等の自動販売機を設置している場合のみです。)

番号	区分	質 問	回 答
38	経費	消毒液を調達し、入り口に設置した。補助金の交付を受けられますか。	消毒液を入り口に設置することも必要ですが、不特定多数のお客さんに対応するために、売り場周辺や特にお客様と対面するレジ周辺への対策が必要です。
39	経費	マスクを調達し、従業員に着用させている。補助金の交付を受けられますか。	マスク着用だけでは、事業所内の感染防止対策としては不十分です。特に売り場等の混雑回避対策や、商談・対応スペースやレジ周辺への間仕切り設置等の飛沫感染防止のための複数の対策をお願いします。
40	経費	新しい取組としてパソコンとタブレットを購入した。補助金の交付を受けられますか。	パソコン等の汎用機器の購入だけでは、対象経費となりませんが、ホームページを作成したり、予約システムを導入したり、ネット販売等で販路拡大を図った場合は、補助金の対象となります。
41	経費	対策にかかる備品等の調達をほとんどリースで対応しました。補助金の交付は受けられますか。	リース物件であっても、消耗品や備品を購入した場合と同様に、賃貸料を支払って対策を実施している場合は、定額の補助金を交付します。
42	経費	かかった費用が5万円を超えなかった（もう少しで5万円だった）。補助金の交付を受けられますか。	写真などで必要な対策が講じられていることを確認することかできれば、今後も対策経費がかかることに配慮し、法人（定額5万円）、個人（定額2万円）を交付します。
43	経費	かかった費用が補助金額（2万円）を大きく上回ってしまいました。補助金は2万円以上もらえないのですか。	補助金はかかった経費にかかわらず、定額交付（法人5万円、個人2万円）となりますので、ご理解をお願いします。
44	経費	3店舗を経営していて、予防対策に20万円以上かかってしまった。補助金はどうなりますか。	事業所単位で補助金を交付します。店舗ごとに対応が異なると思いますが、3店舗ある場合は、それぞれ1店舗を1事業所としますので、15万円まで補助金を交付します。（申請書を事業所ごとに作成し提出してください。）

番号	区分	質 問	回 答
45	申請	補助金の申請書は、いつまでに提出すればいいですか。	令和2年度以降に新しい生活様式に対応するための対策を行えば、随時申請をすることができます。ただし、最終の提出期限は令和3年12月末までとなっておりますので、対策の実施後、できるだけ早めの提出をお勧めします。 ※申請期限を令和3年12月末までに延長いたしました。
46	申請	補助金を申請するときどのような書類を用意すればいいですか。	申請書とチェックシート、印鑑・通帳のほか、対策を実施したことがわかる書類（写真や契約書・領収書など写し）をご用意ください。なお、申請時には、口座番号のわかる書類の写しと関係書類をお預かりします。
47	申請	市税に滞納がないことを証明する書類の添付は必要ですか。	納税証明を取得する際の手間や、手数料の負担を軽減できるよう、申請書の下欄（同意欄）にご記入いただくことで、同意を受けた産業立市推進課のほうで市税の納付状況を確認いたしますので、納税証明等の添付は不要です。
48	申請	対策を行ったことが確認できる写真は、どのようなものを添付すればいいですか。	レジカウンター等での対面販売対策が確認できる写真や、入口や売り場等で予防対策を実施した箇所の全景（引きの写真）といった、各店舗で実施したことが確認できる写真の添付をお願いします。（消毒液やマスク・マスク着用者のアップ写真だけでは実施の確認ができる書類となりませんので、ご注意ください。）
49	申請	予防対策ではなく、事業の拡充・転換のための新たな設備投資や販路開拓、業務効率化などの新しい取組を行ったときは、どのような書類を添付すればいいですか。	事業の拡充を図る際に導入した設備・物品等の領収書や契約書の写し、導入後の状況がわかる設備等の写真、テイクアウトのメニュー、パソコン画面の複写（通信販売等に取組んだ場合）など、それぞれが行った対策を確認できる書類の添付をお願いします。
50	申請	佐野市内に飲食店が2店舗ありますが、その店舗ごとに申請できますか。	事業所単位での申請になりますので、店舗ごとに対策を行った写真を添付し、それぞれ別に1件ずつ申請してください。

番号	区分	質 問	回 答
51	申請	申請は取り消されることもありますか。	偽りやその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けた事実を確認したときは、補助金交付の決定を取り消すこともあります。(この場合、既に交付済みの補助金も返還していただきます。)
52	申請	申請からどれくらいの期間で補助金が振込まれますか。	スピード感を持って補助金が交付できるよう、添付書類や申請手続きを簡素化して対応させていただきますので、概ね申請 15 日後程度を目安に、毎月 10 日・20 日・30 日の 10 日間隔で、補助金を指定口座に振込みます。ただし、申請受付状況や納税状況等により前後する場合があります。